

# 議会運営委員会

平成23年11月30日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫                      ○木澤 正男                      中川 靖広  
小野 隆雄                      飯高 昭二                      辻 善次  
嶋田 議長

## 2. 理事者出席者

総務部長 西本 喜一

## 3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏                      同 係 長 安藤 容子

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、辻委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に飯高委員、辻委員を指名いたします。

両委員にはよろしくお願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりですので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まず初めに、協議事項（1）平成23年第6回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①の会期日程につきましては、9月21日の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり、12月5日（月）から12月22日（木）までの会期18日間ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成23年第6回斑鳩町議会定例会は、12月5日（月）から12月22日（木）までの会期18日間ということで決定させていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。 西本総務部長。

総務部長

それでは、12月議会の付議予定議案でございます。予定しております提出議案数は議決案件12件でございます。

まず議案の一つ目、斑鳩町暴力団排除条例についてでございます。近年、暴力団が住民生活の場に深く介入し、一般社会での資金獲得活動を活発化

させ、町民や事業者の社会経済活動に多大な脅威を与えていることから、都道府県をはじめ、全国の市町村で暴力団の排除条例の制定が進んでおります。当町におきましても、社会からの暴力団排除の気運を更に高めるとともに、安全で平穏な住民生活を実現するために、町・町民・事業者等の責務を明確にし、社会が一体となった取り組みの充実を図り、社会からの暴力団の孤立化・排除を推進するため、この条例を制定するものでございます。

二つ目に、斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。先の、今申しました斑鳩町暴力団排除条例の制定に伴い、町が設置する公の施設のうち、町長等が使用の承認を行い、かつ、暴力団の活動に使用されるおそれのある施設につきまして、使用の承認をしないことができるなどの規定を盛り込み、各条例の改正を一括して行うものでございます。

3つ目に、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたことに伴い、委員名称が改められたことから、所要の改正を行うものでございます。

4つ目、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。これにつきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、改正前の障害者自立支援法の条項を引用している条文の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

5つ目に、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,121万4千円を減額し、歳入歳出それぞれ82億6,572万7千円とするものでございます。まず歳入では、地方特例交付金で平成23年度の子ども手当支給交付額が変更決定されたことにより、502万1千円の増額補正。分担金及び負担金で、保育園にかかる広域入所をする在園者数がふえたための増額補正。また国庫支出金で、障害者介護給付・訓練等給付費等がふえたことにより自立支援給付費負担金の増額補正。また、子ども手当交付金では、子ども手当の支給額の変更に伴います7,678万4千円の減額補正をお願いするものでございます。また県補助金では、安心こども

基金特別対策事業費補助金、障害者自立支援特別対策事業費補助金関係の補正と老人憩の家の屋根改修等のための地域の居場所づくり推進事業補助金の受け入れの増額補正。また、消費者行政活性化助成事業交付金の受け入れの増額補正、また寄附金の受け入れに伴う増額補正をそれぞれお願いするものであります。

次に、歳出のほうでございますが、まず全般的に本補正予算では、本年の人事院勧告に準じた給与条例の改正並びに人事異動等に伴う人件費の補正をそれぞれの費目において計上させていただいております。人件費以外の補正では、寄附金の基金積み立てと国民健康保険事業特別会計における職員給与費等繰出金の減額補正、また、老人憩の家の充実を図るため、屋根等の改修やマッサージチェア更新による増額補正。障害者介護給付・訓練等給付費や障害者自立支援特別対策事業費などがふえたための増額補正。また、介護保険事業特別会計における職員給与費等繰出金の補正。また、平成22年度に係る後期高齢者医療療養給付費負担金の精算金の増額補正。幼児2人乗り同乗用自転車購入費の助成がふえたための増額補正。また、保育園費で、広域入所に係る在園者数がふえたため広域入所委託料の増額補正、また、平成24年度における保育所の申込者数がふえたことによります待機児童の解消を図るため、あわ保育園において会議室を改装して保育室を増やすことから、その増額補正。また、子ども手当支給事業費では、支給額が変更されますことから、その減額補正。

また、消費者相談窓口の機能強化を図るための相談員用のパソコンを設置することからその増額補正。あと、公共下水道事業特別会計における職員給与費等の繰出金の補正。また、非常備消防費では、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償等への対応により、掛金の追加負担金が生じることから、その増額補正。最後に、予備費で、今回の補正に要する財源として1,706万6千円を充当させていただくための補正をお願いするものでございます。

また、本補正予算では、平成24年度から保育園において給食に係ります調理及び洗浄業務の委託を実施することから、2,790万円を限度とした債務負担行為の設定もお願いをしております。

次に、6番目の平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第4号)についてでございます。これにつきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,455万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億7,182万円とするものであります。

歳入では、一般被保険者療養給付費の増に伴います、療養給付費等負担金と財政調整交付金の増額補正。また、県支出金では、療養給付費の増加に伴いましての財政調整交付金の増額補正。他会計繰入金で、人件費関係にかかります一般会計繰入金の減額補正をお願いするものであり、本補正予算において歳出額が歳入額を上回りますことから、歳入欠陥補填収入で4,775万5千円の増額補正をお願いするものであります。

また歳出のほうでは、人勧等による職員人件費の減額補正及び療養給付費が当初見込みを上回りますことから、一般被保険者療養給付費の増額補正をお願いするものでございます。

次に、平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,321万4千円を減額し、歳入歳出それぞれ12億5,108万6千円とするものでございます。歳入では、国庫補助金で、社会資本整備総合交付金の減額内示に伴います減額の補正。また、一般会計繰入金では、職員人件費に係ります繰入金と消費税還付金の額の確定に係る繰入金、合わせて150万4千円の減額補正。また、消費税還付金の額の確定に伴います増額の補正。町債では、社会資本整備交付金の減額内示に合わせての減額補正をお願いするものでございます。続きまして、歳出では、職員人件費の増額と、社会資本整備総合交付金の内示による減額を合わせて3,321万4千円の減額補正をお願いするものでございます。なお、継続費の補正といたしまして、第15処理分区岡本污水幹線2工区工事の契約締結の議決とともに、総額および年割額を、入札執行に伴います確定額に変更をお願いするものでございます。また、地方債では、社会資本整備総合交付金の減額内示により、公共下水道事業に係ります地方債限度額を3億9,700万円に減額補正を行うものでございます。

次に、平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191万6千円を増額し、歳入歳出それぞれ16億8,771万円とするものでござ

ございます。これにつきましては、人勸等にかかります職員人件費として191万6千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。これにつきましても、人勸等にかかります職員人件費の補正で、収益的支出において、水道事業費7億2,829万円から17万3千円を減額し、7億2,811万7千円と内容の補正でございます。

次に、平成23年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてでございます。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5千万円以上の工事請負契約について議会の議決を求めるもので、工事名は斑鳩町公共下水道事業 第15処理分区岡本汚水幹線2工区工事、工事場所は法隆寺南2丁目から高安西1丁目地内で、施工延長は約1,330メートルの幹線管渠を埋設する工事でございます。去る11月15日に制限付一般競争入札に付したところ低入札調査基準価格を下回ったことから、低入札調査を実施しました結果、適正に履行されると認め、契約の相手方は、株式会社 竹中土木奈良営業所 所長八木茂、契約金額は5億6,175万円、工期は議決後から平成26年3月10日までの810日間であります。

次に、三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて、それと、斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについての2議案でございますが、この2件につきましては、それぞれ地形的な条件により三郷町、あるいは斑鳩町の公共下水道施設をそれぞれ利用することから、地方自治法第244条の3の規定により、三郷町と施設の利用及び維持管理に関する協定を締結することについて、それぞれ議会のご議決を求めるものでございます。

以上が提案を予定しております議案の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

ただいまの付議予定議案の概要説明につきまして、委員皆さんのほうから質疑等ございましたら、お受けいたします。

( な し )

委員長            なければ、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということ  
とで了承しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長            付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということ  
で了承しておきます。

次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程と委員会付託表とを合わせてご覧いただきたい  
と思います。日程順に確認をしていきたい  
と思います。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、  
日程3から日程6まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につ  
きまして、各委員長から報告を受けることといたしま  
す。

次に、付託議案の取扱いですが、既に各常任委員会で  
あらかじめ説明がされていることとは思いますが、付託先  
などについて確認をいたします。

まず、日程7、議案第36号 斑鳩町暴力団排除条例  
については、総務常任委員会へ付託。日程8、議案第37号、  
斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例についても、総務常任委員会に付託。  
日程9、議案第38号、特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例については、総務常任委員会に付託。  
日程10、議案第39号、斑鳩町消防団員等公務災害補償  
条例の一部を改正する条例については、総務常任委員  
会に付託。日程11、議案第40号、平成23年度斑鳩町  
一般会計補正予算（第4号）については、予算決算常  
任委員会へ付託。日程12、議案第41号、平成23年度  
斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
についても、予算決算常任委員会へ付託。日程13、  
議案第42号、平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別  
会計補正予算（第1号）についても、予算決算常任委  
員会へ付託。日程14、議案第43号、平成23年度斑鳩  
町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につ  
いても、予算決算常任委員会へ付託。日程15、議案  
第44号、平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算  
（第2号）についても、予算決

算常任委員会へ付託。日程16、議案第45号、平成23年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結については、建設水道常任委員会に付託。日程17、議案第46号、三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについても、建設水道常任委員会に付託。日程18、議案第47号、斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについても、建設水道常任委員会に付託。

12月定例会に提案が予定されている議案については、以上ですが、総括質疑ののち、ただ今申し上げましたように、それぞれの委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。ただいま申し上げましたとおり、付議議案の取扱いをすることといたします。

議長におかれては、ただ今確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

付議予定議案の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。総務部長のほうから他に何か報告等しておくことはございますか。

総務部長 特にございません。

委員長 なければ、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

( 午前9時16分 休憩 )

( 午前9時16分 再開 )

委員長 再開いたします。

続きまして、(2)陳情書等の取扱いについてを議題といたします。これまでに4件の陳情・要望をお受けしております。これについて、本日、その取扱いについてご協議いただきたいと思います。



それでは、まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をしてもらいます。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、お手元に配布しております陳情書等の写しをご覧いただきましたと思います。これら陳情書等の提出を受けました経緯等について、順にご説明させていただきます。

まず、奈良県商工会連合会並びに斑鳩町商工会からの「要望書」ですが、これにつきましては、10月4日に斑鳩町商工会の家郷会長さんが事務局にお越しになられまして、提出をされたものでございます。

次に、「東日本大震災の瓦礫受け入れ問題についての要望書について」ですが、提出者は裏面の一番下にありますように、桜井市在住の萩原さんという方からこの10月18日に電子メールで送られてきたものでございます。この内容は、東日本大震災の瓦礫の受け入れ問題を議会で考えてもらいたいというものでございますが、これにつきましては、このメールをいただきます前に、萩原さんから事務局にお電話がございまして、環境省が全国の市町村に対し、瓦礫の受け入れができるかどうかの調査をしており、斑鳩町が受け入れる旨の回答を環境省にしようとしている。また、その回答期限が10月20日なので、そういう回答をさせないように、早急に斑鳩町の厚生常任委員会の委員の皆さんに手紙を送り、考え直していただきたいということで、委員の住所を教えてほしいという電話でございました。それにつきましては、議会事務局に文書を送っていただければ、委員の皆さんに配布しますというお返事をさせていただきましたので、このようなメールが送られてきた次第でございます。既に一部の議員の方には、手紙が送られていたようではございますけれども、このコピーをいたしまして、厚生常任委員会委員の皆様へ配布をいたしております。

なお、この件に関しまして、環境対策課へ尋ねましたところ、瓦礫の受け入れということではなく、東北地方の可燃ごみの受け入れということで、町からは、放射能汚染がないということが確認された可燃ごみにつきまして、来年3月末までの期限つきではありますが、そういう条件を付して受け入れる旨回答をしたということを聞いております。また奈良県におかれましても、やはりそういう放射能汚染がないということを条件に受け入れ

るという決定をされておるところでございます。

次に、「介護職員処遇改善交付金の継続」を求める意見書採択を求める要請書についてでございます。奈良県医療介護福祉労働組合連合会よりの要請でありまして、去る10月28日に事務局の方がお越しになられまして提出をされたものでございます。

次に、最後でございますけれども、性的少数者が普通に暮らせる社会環境の整備を求める陳情書についてでございます。陳情者は、性と生を考える会、代表、田中ひとみさんでございます。去る11月2日に代表の方が事務局にお越しになられまして提出を受けたものでございます。なお、これにつきましては、昨年11月にもほぼ同じ文面の陳情書が提出をされておりまして、そのときには、各議員に配布にとどめるという取り扱いがされておりますので、参考までに申し上げます。

以上、簡単ではございますが、これら陳情書等を受けました経緯のご説明とさせていただきます。

委員長 　ただ今、局長から説明のありました陳情書・要望書について、その取り扱いにつきまして、提出のありました順に委員皆様のご意見をお聞きしたいと思っております。

まず、ひとつ目の商工会からの要望書について、委員皆様のご意見をお受けいたします。　中川委員。

中川委員 　町内の団体ということもありますし、増額する、しないにかかわらず、委員会に付託して協議してもらったらどうかなと思っております。

委員長 　中川委員からは委員会に付託してはどうかということでございます。他の委員皆様のご意見はどうですか。

委員長 　そういう形を取らせてもらってもよろしいですか。

( 異議なし )

- 委員長      それでは付託先については、建水ですね。  
                 ただいま議題となっております要望書につきましては、定例会に上程し、建設水道常任委員会に付託するという事で確認をさせていただきます。  
                 なお、お配りをしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加をさせていただきます。
- 次に、2つ目の東日本大震災の瓦礫の受け入れ問題についての要望書について、委員皆様のご意見をお受けいたします。
- 中川委員。
- 中川委員    局長の説明でいったら、環境対策課に確認したら、放射能汚染されていないものを受け入れるという形で回答しているということなんで、私、厚生常任委員と違うから、それだけで納得できて、もう配布でええんと違うかなと思うねんけども、厚生常任委員さんの意見もあるやろうと思いますけど、私自身は放射能汚染されていないものを受け入れするという事であれば、それでいいのかなと。だからこの件に関しては、もう配布でとどめといたらいのかなという思いはしております。
- 委員長      今、配布でとどめたらどうかという意見でございますけども、他の委員さん。    辻委員。
- 辻委員      今、中川委員が言われるように配布でとどめたらいいというのが基本ですけども、これも文書で前以前に送ってきてますけども、環境対策課のほうに照会しますと、もうすでに回答しているということで、ただ、その時に条件つけられ、さっき局長言うたような条件をつけてされてますけども、現実的には、おそらく搬送どうするのかということもまだ煮詰まっていない状況の中で、まだまだ難しい問題もありますけれども、今言われるように配布にとどめたらええのちゃうかなという感じもさしてもらってます。
- 委員長      配布ということでよろしいですか。    小野委員。
- 小野委員    さっき局長が説明してる中でね、もうすでに各厚生委員さんとか議員の

ほうへ直接何か送っておられるということもあったようなことを聞いたんですけどもね。私ら何も来てないんですがね。それらを受けて厚生委員会で何かそういう議論があったのかね、ちょっと傍聴してないのでね、わからないですけど、その点は何かあったんですか、この件について。

議会事務局長 特段、厚生委員会の方では、この議題につきまして出ておりません。

小野委員 それと今まあ辻委員がね、そういう条件をつけて回答したとかいうような言わはったけど、先ほどの局長の話では、町のほうへ聞いてみたら、それはもう汚染のない可燃ごみの受け入れを回答しているということで、それしか受け入れないというような条件でしているのじゃなくて、環境省が今これを、受け入れ先を探しているというかね、そのことはすべて汚染のない可燃ごみの受け入れのことだと思うんですがね、その点はどうなのかな。町のほうの回答なんですけど。

議会事務局長 町の回答は、放射能汚染がないということが確認されたものについて受け入れますと、言うたら条件つきなんですけども、そういうことで回答されています。

小野委員 まあどちらにしてもね、そんな状況でしたらもう配布にしておいて、議員の中でこういうことはしっかり議論しようということが、もしあるんだったらね、議員提案もされたらいいことですし、議会運営委員会としてはもう配布にとどめるということで、私もそれでいいと思います。

委員長 そうしたら配布ということによろしいですか。

( 異議なし )

委員長 ただいま議題となっています要望書につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。 嶋田議長。

議長 電子メールで送られてきたものをね、陳情書として取り扱うのかどうか、それをちょっと議論していただきたい。僕の場合は投書箱に入れられた投書と同じような感覚を持っていますんでね。そこらへん、これからのことありますんで、電子メールで送られてきた要望書については、全部、陳情書の取り扱いにするのか、それとも何か様式を決めてやっていくのか、いや、もうこれは投書箱に入れられたものと同じような扱いにするのか、その辺ちょっとご議論していただけたらなと思うんです。今後のことありますんでね。

小野委員 これ先ほど見せてもらって、議長からそういう意見が出るかなということも思ったんですがね。要望書については一応これ、受け入れについての要望書というタイトルもあるしね、私はまあ、郵送されてきてるやつもあるし、今、議長が投書箱に投函された文書とどうやろうということも考えておられるんやけど、私は、郵便も電子メールもメールですから、同じ扱いのほうで、投書箱に投函されて議会がそれに対応しようとしているのではないと思うんですよ。だから今後、郵便じゃなくて、こういう形の電子メールで要望書が送付されてくる可能性はこれからあるのかなと思っているのでね、今の段階です。今の段階では、同じ今までに郵送されてきている要望書と同じ扱いでいいんじゃないかなと思います。投書箱へ投函された、議会で議論してくれとかね、そういうものとは区別するべきやと、そのように思います。他の人にもちょっと聞いてもらえたら。

委員長 他の委員さんどうですか。 中川委員。

中川委員 開かれた議会ということで、斑鳩町としてもホームページ立ち上げてもうてしている上で言ったら、こういう受付というのか、こういう送付というのか、要望書の提出の方法として仕方ないのかなと、今の時代で言うと。せやから、同じ小野委員さんが言うように、郵便で送られたものと同様の要望書やという受け止め方でいいのかなと、そのように思います。

委員長 今、こういう形で受けてはどうかという意見、これに対して反対とかい

う意見の方とかおられますか。先ほど、今、中川委員が言われたように、やはりこういう要望でも簡単に受け入れしてあげるとい、窓口を広げるというのはひとつの策かなと思いますのでね。 木澤委員。

木澤委員 反対の意見ではないです。私も賛成なんですけども。様式はペーパーで来るか、電子メールで来るかというだけの違いかなと、その判断するのは中身がね、どういう形でできているのかなとというのがあると思いますんで、一定電子メールについても様式が整っていたり、要望書という形でできているものであれば、同じ扱いをしていくべきかなと思います。

委員長 こういう形でも一応要望書という形で受けるということで、させていただきたいと思います。よろしいですか。 嶋田議長。

議 長 その場合に陳情書なり、要望書なりは、署名・捺印という形で今まで取られていたと思うんですけども、そこらへんはどう判断させていただいたらええのんか、一定の様式があればそんでオッケーということであればそれはそれで結構かとは思うんですけども、そこらへんもちょっと申し訳ないんですけども、ご議論いただけたらと思います。 中川委員。

中川委員 署名・捺印がないから、要望書としては受けられへんと、そのまま廃棄じゃないけど、議会運営委員会にも議題にものせないということではなく、議運で一応、副委員長言うように、中味によるし、一応中味を拝見させてもろて、一定の議論はするということでええのと違うかなと私は思いますけど。

小野委員 署名・捺印、制度的にはそないなっているのか、確認しておきたいけど。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 署名・捺印の件につきましては、いわゆる記載事項ということになってまいりますけども、請願書につきましては、会議規則のほうで請願書の記

載事項等ということで、「請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所・氏名を記載し、署名又は記名押印しなければならない」ということで決まっております。ただ、陳情書の場合につきましては、これは「先例と慣例」で、この規定につきましては適用しないと、そして紹介議員、だから請願書の記載事項と紹介議員の規定の要件のほかは、請願なみの取り扱いとするということで、必ずしも陳情書につきましては署名・捺印が必要であるというふうには考えておりません。

委員長 小野委員。

小野委員 そういうこともありますので、先ほど副委員長も中川委員も言っているように、開かれていくという意味で、署名・捺印がなくてもね、同じような扱いで、今後も斑鳩町議会は続けてもらえたらいいかなと思いますので、意見として言っておきます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 署名・捺印ということについてはね、電子メールで送ってくるとなかなか難しいものですけど。やっぱり名前と住所と電話番号と、どなたがきちり送ってきてはるとか、そういう所在がきちっとわかるものについてでしたら、同様に取り扱いをしていくべきかなと、わからないものについてはね、ちょっと取り扱いは難しいかなというふうに思います。

委員長 そういう取り扱いをさせていただいてよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、こういう電子メールで送られてきたものについても、一応議会運営委員会のほうで取り上げ、どういう形で取り扱いするかは決めるということで決めさせていただいてよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは次に、3つ目の「介護職員処遇改善交付金の継続」を求める意見書採択を求める要請書について、委員皆様のご意見をお受けいたします。  
飯高委員。

飯高委員 これについては、以前にもこういった類する要請書があったと思うんです。議論されて採択されたこともありまして、今回、この介護職員の処遇に関しては、今般、離職者が、ここに書いてありますように高いという状況もありますし、今後これについてはやっぱり深く議論が必要となってくるとは思いますので、所管の委員会に付託していただいたらと、私は思います。

委員長 他、ございませんか。 辻委員。

辻委員 以前にもこれ出てます、これもう期限切れ、23年期限切れしますので、24年からということで、またこれも委員会でまた議論していただくということで。

委員長 付託するということですね。

辻委員 付託するということで。

委員長 それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、ただいま議題となっています要請書については、定例会に上程し、厚生常任委員会に付託するということで確認をさせていただきます。なお、お配りをしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加をさせていただきます。



次に、4つ目の性的少数者が普通に暮らせる社会環境の整備を求める陳情書について、委員皆様のご意見をお受けいたします。

飯高委員。

飯高委員 これにつきましても、以前にこれと同様の陳情書がまいております。その時は内容が多岐に渡っており、やはりまとめていくのが困難であるということから、各議員さんに対しましてよく勉強していただくということで、これは配布にとどめていただいたらいいかなと私は思います。

委員長 今、飯高委員の方から配布にとどめたらどうかという意見でございます。よろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、ただいま議題となっております陳情書については、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

次に、2. その他についてを議題といたします。委員さんのほうから何かございましたらお受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、議長の方から何か報告等ございますか。

( な し )

委員長 ないようですので、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

( 午前9時36分閉会 )

